

相監第42号の2  
令和元年11月26日

相良村長 徳田 正臣 様

相良村代表監査委員 渡 邊 法 光

相良村監査委員 小 善 満 子

定期監査結果報告書の提出について

このことについて、地方自治法第199条第9項の規定に基づき監査結果を下記のとおり報告します。

記

1. 監査の対象

平成31年4月1日から令和元年10月末日までの一般会計並びに特別会計の事業執行状況、平成30年度繰越明許費にかかる繰越事業実施状況等について全課局を対象に監査を行った。

2. 実施期間

令和元年11月18日から同月25日まで（実質5日間）

3. 実施場所

相良村役場 監査委員室

4. 実施した監査手続き

監査の対象となった事務の執行について、提出された書類並びに提示のあった関係書類等に基づいて、質問を行うとともに必要と認めたその他の監査手続きを実施した。

5. 監査の結果

各課・局ともに全体的には概ね良好に事務処理がなされていた。

また、工事台帳、切手受払簿、備品台帳及び出勤簿についても適正に処理されていた。

指導事項については、別添のとおり。

(別添)

指導事項

(1) 全課共通

業務の主査・副査の別を確認した。

主査・副査の別を定めることについて、主査は、業務の範囲を定めることで責任を明確にでき、副査は、主査のフォローやサポートを行うことで住民サービスや窓口対応等の向上につながると考える。全ての業務を主査・副査の別に定めることは難しいが、職員間の連携をもって業務を遂行してほしい。

(2) 総務課

ア 地域づくり事業補助金の申請は、10月末現在、18行政区中6行政区で、申請数が昨年と同数である。昨年、申請要項の見直しを指導したが、条件等緩和されていない。申請しやすいよう、問題点等の改善を再度、検討されたい。

イ 人事異動や担当事務の変更による事務引継書について、業務ごとに事務処理の手順書等を添付している引継書もあれば、引継書1枚だけのものもあった。

引き継ぎにあたっては、別添付による業務の事務手順書の必要性を感じた。

(3) 税務課

村税、使用料、負担金等の納付等に関する規則が来年度から施行される。引き続き、口座振替促進キャンペーンを継続されたい。

また、未納者対策についても課全体で取り組みをお願いする。

(4) 保健福祉課

毎年指導しているが、保健福祉事業において、保健師等の専門員が不足している。母子保健指導、健康増進事業など、住民サービスを充実するためにも保健師等の確保が必要である。

引き続き、人員確保をお願いする。

(5) 産業振興課

鮎中間育成施設の老朽化により、今後、修繕・改修費が発生してくるため、耐用年数経過後を含めた球磨川漁協や関係市町村との協議を早めに着手する必要があると思われる。

(6) 建設課

簡易水道特別会計及び農業集落排水特別会計における、負担金及び使用料の過年度分未済額の収納率が上がらない状態にあり、徴収方法を含めた徴収計画や、不納欠損処分の要項等を検討すること。

(7) 教育委員会

ア 共同調理場新設に伴う備品購入、廃棄状況について、現物と台帳の確認を実施し

た。備品購入においては、台帳に記載し整理されている。旧調理場の備品については、廃棄処分手続きが完了している。

旧調理場から新調理場に移動した備品の登録についても、新しい台帳へ登録し、管理されたい。

イ 生涯学習センターについて、昨年、整備計画を聞いたが、建物の老朽化に伴い、耐震調査を行うと回答があった。調査後は、センターの再利用等を含め今後の方向性を検討すべきではないか。